

# 公の施設に係る受益と負担のあり方検討懇話会 開催要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市公共施設マネジメント実行計画に示された使用料等及び減免制度の見直しを行うために開催する「公の施設に係る受益と負担のあり方検討懇話会」(以下、「懇話会」という。)の構成員及び運営に関して必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 懇話会は、公の施設の使用料等及び減免制度のあり方に係る検討について、学識経験者、企業経営・自治会活動などの実務経験者、各世代の市民代表などの意見を幅広く聴取することを目的とする。

## (構成員)

第3条 懇話会の構成員は、次に掲げる視点からの意見聴取が可能な者を市長が選任する。

- (1) 公共経営学の知識を有する者
- (2) 公法学の知識を有する者
- (3) 企業経営の実務経験を有する者
- (4) 自治会活動の実務経験を有する者
- (5) 市民協働の実務経験を有する者
- (6) その他、市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は選任の対象外とする。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、欠員が生じた場合、補欠構成員を選任できる。補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は必要に応じて構成員の増員、入れ替えを行うことができる。

## (構成員の役割)

第4条 懇話会の構成員は、次に掲げる事項について意見等を述べるものとする。

- (1) 使用料等の見直しの基本方針
- (2) 減免制度の見直しの基本方針
- (3) その他市長が必要と認めること

## (懇話会の運営期間及び構成員の任期)

第5条 懇話会の運営期間及び構成員の任期は、平成29年12月31日までとする。

2 任期の途中において、第3条第2項の規定に該当する者であることが判明したときは、解任する。

(座長及び副座長)

第6条 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は構成員の互選により定め、副座長は構成員の中から座長が指名する。
- 3 座長は懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、企画調整局都市マネジメント政策課内に置く。

(開催)

第8条 懇話会は、事務局が必要と認めたときに、必要な構成員を招集して開催する。

2 懇話会の会議は原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、会議の決定により公開しないことができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報(情報公開条例第7条)に該当する事項を審議する場合
- (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

3 懇話会は、会議内容が前項ただし書に該当する場合は、次のいずれかの方法により会議の非公開を決定することができる。(なお、初めて開催する会議の非公開の決定については、所管課において確認した当該懇話会の構成員の総意に基づき、懇話会を代表する者(懇話会を代表する者が決定されていない場合は、会議の開催権限のある者)が決定するものとする。この場合において、各構成員の意見が一致しないときは、初めて開催する会議において決定する。)

- (1) 会議における議決
- (2) 構成員全員による個別承認
- (3) あらかじめ指名された構成員等による承認
- (4) その他懇話会が定める方法

(守秘義務)

第9条 構成員は、知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。任期終了後も同様とする。

(報償費)

第10条 構成員の活動の実績に応じて報償費を支給する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は事務局が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。